

第17回宮城県屋外広告物審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成22年11月24日(水)午後1時30分から午後2時38分まで
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室
- 3 出席委員 勝又伸子委員, 佐藤英世委員, 佐藤泰子委員, 谷津憲司委員,
井口経明委員, 飯塚公良夫委員(代理), 若林弘之委員, 渡邊康典委員
- 4 議 案 議案第24号
「屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて」
- 5 報 告 前回(第16回宮城県屋外広告物審議会)議案の処理状況について, 所定の手続き
をすべて完了している旨, 報告
- 6 議案審議 議案第24号
「屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて」
- 7 そ の 他 意見交換
- 8 審議概要
 - 事務局(幕田課長補佐) (議案内容説明)
 - 谷津議長 以上の説明について, 御意見, あるいは御質問ございましたらお願いいたします。
 - 佐藤(英)委員 一点伺いたいのですけれども, これまでのトンネルがある場所についても第2種禁止地域として, 指定されてきたのでしょうか。と申しますのは, 第2種禁止地域というのは, 施工基面等から500メートルの範囲ということですよ。トンネルということになると, 交通の安全等には, 影響を及ぼさないのではないかと疑問を持ちました。
 - 谷津議長 では従来から, そのような部位の指定の仕方がなされてきたのかどうかについて, 事務局お願いします。
 - 事務局(門傳課長) 今回の場合は, ほとんどがトンネル区間ですので, レアケースとなっております。
 - 事務局(幕田課長補佐) これまでも, 道路として禁止地域に指定してきておりますので, 今回も同じ考え方です。
 - 佐藤(英)委員 今後の問題としまして, 第2種の禁止地域の指定 資料5の1ページ目の上の方に点線で囲ってある部分に書いてありますけれども, この規定によりまして, 「新幹線や高速自動車道から展望することができる地域など」となっておりますので, この「など」をどこまで読むかにもよるのですが, 「広告物が過度に集中するおそれの高い地域で広告物の表示等が原則禁

止されている地域」がポイントになっている訳ですけども、2,000メートルトンネルがあるとすると、禁止地域に指定すること自体に意味がないのではないかと思いますけど。ただ、禁止された側からしますと、そういったことを主張するといったことがあり得るのかなと公的にはね。

○狩窪委員 業者側からの視点で言わせていただくと、西道路がいい例なんですけれども、トンネル区間は、おっしゃるとおり、見えない区間なんですけれども、トンネルから出た瞬間に看板だらけになってしまうんです。ですから、そういった意味でのトンネルの規制だと思うんです。なにも見えないところから、急に見えるところになると、そこは、看板の立地条件としては、悪くないんです。

○佐藤（英）委員 それは、第一種禁止地域の規制ではないのでしょうか。

○事務局（幕田課長補佐） 本線そのものは、第一種禁止地域ですが、トンネル区間から出て見える本線周辺は、第2種禁止地域となります。

○佐藤（英）委員 周辺というのは、500メートルですよ。

○事務局（門傳課長） この案件のように長いトンネルの時には、出口からでもトンネルの奥のほうは見えない箇所もあるわけですから、考え方としては、出口から500メートルのところまで区切って本線の真ん中の区間は外すといった考え方もあるのかもしれませんが。ただ、そのようにすると、地形などによって見える範囲も変わってきますし、そうするとトンネルの長さや現地に応じてその都度判断するか、あるいは、一律に規制をしていくかになります。特に今まで山の中何もない場所ですので、影響がないであろうという想定のもとで、意識せずに定めてきているのが実態でございます。

○佐藤（英）委員 景観とかがはいつてくると、まったく関係ないですね。第二種禁止地域にも景観の要素が入ってくるというのであれば、500メートルまでの範囲で規制するという理屈が通ると思うんですけども、この第二種禁止地域の考え方のままでいこうとすると、撤去してくださいと言われた人からクレームがついたときに、ちょっとうまく答えられないのかなとその点が気になりました。ちなみに、今回該当となった9件、不許可になる事例があるということですけども、この9件というのは、トンネル区間から500メートルのところにあるものではないのですよね。トンネルの入口周辺にはあるのかもしれませんが。

○事務局（幕田課長補佐） 今の点について、現地調査を行ったものから説明いたします。

○事務局（相馬主事） 今の内容についてですが、資料5の7ページを見ていただきますと、今回禁止地域として指定する区間が載っております。赤線が道路ということになります。佐藤委員がおっしゃるとおり、ほとんどの区間がトンネル区間になりますが、両側にトンネルでない区間もございます。それが、8ページに載っております。写真2が7ページ向かって左側のトンネル区間でない道路、写真3が7ページ向かって右側のトンネル区間でない道路ということになります。このトンネル区間ではない道路から見た場合に展望できる物件が9件あったということになります。

○佐藤（英）委員 トンネルの入口付近にあったということであって、例えばちょうどトンネル区間の中心にある訳ではないですよ。

○事務局（相馬主事） はい。

○佐藤（英）委員 実質的には問題ないとは思いますが、理論的にはありうるかなと思うんです。

○谷津議長 今の話は、今回トンネル以外の部分にある広告物に関して規制がかかっているようですね。他にご意見ございますか。

(意見なし)

○谷津議長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りをいたします。議案第24号につきまして、原案のとおり承認することに御異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○谷津議長 それでは、御異議ないものと認め、本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

以 上